

人口減少対策に係る意見交換について レジюме

テーマ こどもまんなか社会を実現するには

1 資料説明

- こども大綱（R5.12.22 閣議決定）説明資料
- 長野県作成チラシ（ちょっとした気づかい"ありがとう"）
- 長野県作成チラシ（子育て家庭の経済的負担の軽減を応援します！）
- 長野県の「こどもまんなか応援サポーター」宣言プレスリリース（R5.11.10）

2 意見交換の観点

(1) 「こどもまんなか社会」の目指す状態

(2) 社会全体（所属団体）でできること

[キーワード]

- ア 共働き・共育て
- イ 子育ての社会化
- ウ 子持ち様
- エ 子育て罰

(3) あなたができること

(4) その他

こども大綱

(令和5年12月22日閣議決定)

【説明資料】

こどもまんなか
こども家庭庁

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人のにとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごすことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

4

子ども施策を推進するために必要な事項

1 子ども・若者の社会参画・意見反映

子ども基本法において、子ども施策の基本理念として、子ども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、子ども施策を策定、実施、評価するに当たって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。子どもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

子どもや若者の意見を聴いて施策に反映することや子どもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①子どもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

子どもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、子どもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程への子ども・若者の参画促進（『子ども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員への子ども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 子ども施策の共通の基盤となる取組

○「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、子ども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とする子ども政策推進会議、子どもまんなか実行計画の策定、担当大臣や子ども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○子ども基本法附則第2条に基づく検討

5

子ども大綱における目標・指標

別紙1に、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向けた子ども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「子どもまんなか実行計画」において設定。

目標（別紙1）

目標（別紙1）	（目標値）
「子どもまんなか社会の実現に向かって」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思う子どもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけている子どもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	現状 [※] 維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う子ども・若者の割合	70%
「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思う子ども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かって」と思う人の割合	70%
「子どもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

指標（別紙2）

- ・「子どもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・子どもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上ある子ども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定子ども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満の子どもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

目指す社会…子どもまんなか社会

みんなでつくろう！こども・子育てに優しい信州

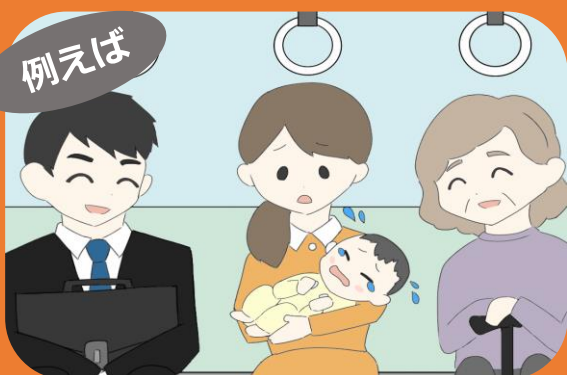
ちょっとした気づかい “ありがとう”



こどもや子育て中のパパ・ママへのちょっとした気づかいをすることで
みんなが笑顔になれる、思いやりあふれるまちを一緒につくっていきませんか？

あなたができること

例えば



赤ちゃんが泣いていても
あたたかい心で見守る

社会全体でできること

例えば



休暇をとりやすい
雰囲気をつくる

あなたも！

こどもまんなか

応援サポーターになりませんか？

こども・子育て世帯へ 自分なりの
優しい動きかけをしてくれる方を
こどもまんなか応援サポーターと
呼び、取り組みを広げています。



いつも気づかい
“ありがとう”



子育て家庭の経済的負担 の軽減を応援します！

長野県では、令和6年度から、子育て家庭を応援するため、保育・医療・教育など子育てに係る経済的負担を軽減する施策を大幅に拡充し、多子世帯や低所得世帯に対する支援などに取り組んでいます。

0～2歳児の保育料について、多子世帯や低所得世帯の負担を更に軽減

- ① 国の多子世帯の保育料負担軽減の要件である同時入園にかかわらず、**第3子以降の保育料を無償化、第2子の保育料を半額**
軽減額最大（年額） 第2子 約36万円、第3子以降 約72万円
- ② 低所得世帯（年収360万円未満相当）の保育料を軽減（**第2子無償化、第1子半額**）
軽減額最大（年額） 第1子 約13万円、第2子 約26万円

【ポイント】 ・国の制度の対象外の方もきめ細かく支援
・①は所得制限なし

■イメージ図

年収相当額	第1子	第2子		第3子	
		同時入園	非同時入園	同時入園	非同時入園
360万円未満	① 1/2軽減補助[県]	① 無償化補助[県]	1/2軽減[国]	① 無償化補助[県]	1/2軽減[国]
360万円以上		1/2軽減[国]	② 1/2軽減補助[県]	無償化[国]	② 無償化補助[県]

注1) 生活保護、市町村民税非課税世帯は保育料無料

注2) 保育料の決定は市町村が行うため、支援拡充の開始時期は、市町村ごと異なります。

高校生までの子どもの医療費自己負担を軽減

令和6年度中に全ての市町村で高校3年生までの入院・通院に係る医療費を助成（県は、市町村が行う自己負担軽減の取組に対する補助対象を、これまでの「小学校3年生まで」から「中学校3年生」までに拡充）

【ポイント】 全ての市町村で所得制限なし

子ども・子育て応援市町村交付金の創設

- ① 未就学児を育てている家庭の負担軽減をさらに促進するため、負担軽減に直接つながらる新規・拡充施策を実施する市町村を応援するための交付金を創設
- ② 市町村が地域の実情に応じて独自に実施する施策に要する経費のうち1/2を県が支援
※施策の例：一時預かりなどの子育て支援サービスの利用料の負担軽減 等

【ポイント】 市町村が独自に取り組む子育て支援策を、県が後押し

都道府県が行う自然保育認定制度「信州やまほいく認定制度」

- ① 豊かな自然環境の中で子どもが本来持っている自ら学び成長しようとする力を育む保育・幼児教育を実施
- ② 298 園認定（令和5年10月現在）
（北信：86園、東信：43園、中信：92園、南信：77園）

【ポイント】 自然保育に関する“全国初”の認定制度（平成27年度に創設）

「信州型フリースクール認証制度」を創設

- ① 子どもたちに学校以外の多様な学びの場の選択肢を提供するため、一定の基準を満たすフリースクール等民間施設を県が認証
※認定基準の類型：「居場所支援型」「学び支援型」
- ② 認証フリースクールに対しては、**運営経費を補助**するほか、研修・情報発信・連携促進等トータルで支援

【ポイント】 フリースクールに関する“全国初”の認証制度（令和6年4月に創設）

私立高等学校の授業料を軽減

年収目安590万円～750万円未満の世帯 及び 年収目安750万円～910万円未満かつ子どもが2人以上いる世帯を対象に、国の就学支援金に上乗せして私立高等学校の授業料1/2程度まで支援

国の就学支援金：年額11万8,800円（授業料の3割程度）※残額は自己負担
⇒ **県が約8万円の上乗せ支援を行い、年額19万8,000円を支援**

【ポイント】 全ての意志ある高校生等が家庭の経済状況にかかわらず自らが希望する学びの場を選択できるよう、**国支援額を上回る県独自の支援を実施**

■イメージ図（全日制） ※授業料が年額396,000円のケース

年収目安	子ども	授業料（年額）	
～590万	-	就学支援金[国] 396,000円	
590万～750万	-	就学支援金[国] 118,800円	自己負担 198,000円
750万～910万	2人以上	就学支援金[国] 118,800円	授業料等軽減[県] 79,200円
	1人	就学支援金[国] 118,800円	自己負担 277,200円

大学生等に奨学金を給付

大学等での就学に強い意欲があり、将来、**様々な分野へ挑戦**しようとする意思を持つ学生や、**ヤングケアラー、不登校、病気・けが・障がい等**の事情を持つ学生等を**給付型奨学金**で応援

国公立：年額36万円（月額3万円） 私立：年額60万円（月額5万円）

【ポイント】 将来有望な若者が家庭の経済状況によって学びの選択肢が制約されることがないように、**返済不要の奨学金を給付**



阿部知事が「こどもまんなか応援サポーター」宣言を行います

長野県では、「いい育児の日」(11/19)を中心に、様々な子育て関連事業を実施する11月に合わせて、知事による「こどもまんなか応援サポーター」宣言を行い、県内の市町村、団体・企業等にも宣言を呼び掛け、県内全体でこどもの成長や子育てを応援していく機運を醸成していきます。

長野県こどもまんなか応援サポーター宣言

1. 「こどもまんなか」の趣旨に賛同します

長野県は、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、阿部守一知事が「こどもまんなか応援サポーター」に就任します。

2. 「こどもまんなか」の取組を推進します

- (1) 県のあらゆる分野の施策に「こどもまんなか」の観点を取り入れ推進していきます。
- (2) 県内企業との対話の機会を新たに設ける等、男性の家事・育児参画を応援するとともに、働き方の見直し、男性の育児休業取得促進等に向けた企業の取組を支援していきます。
- (3) 「こどもまんなか」を実現するため、子どもや若者の意見を聴き、施策に活かす「こども・若者モニターアンケート、意見交換会」を実施します。
- (4) 「こどもまんなか」の取組を加速化するため、県と市町村による「若者・子育て世代応援プロジェクト」の見直し等を行い、こども・子育て支援の一層の充実を図ります。
- (5) 「信州学び円卓会議」を通じて、子どもたちにとって個別最適な学びのあり方や学びの選択肢の充実について幅広く検討し、関係する様々な主体における取組や県民全体の機運醸成に繋がります。
- (6) 「いい育児の日」を中心に、ながの子育て家庭優待パスポート協賛店舗の拡大、子育てサークル活動の支援等、様々な事業を通じた県民意識の醸成・子育ての社会化を進めます。
- (7) ヤングケアラーや不登校等、困難を抱える子どもへの支援を充実するため、福祉と教育が連携した支援体制づくりを促進するとともに、「信州型フリースクール認証制度」を立ち上げます。
- (8) 県下一斉のフードドライブ統一キャンペーンを通じて、困窮する子育て家庭を支援するとともに、地域の中で子どもの成長を支える一場所多役の「信州こどもカフェ」の取組を促進します。

3. 県内に広く取組を発信し参加を呼び掛けます

長野県将来世代応援県民会議等のネットワークを活用し、県内市町村や企業等へ「こどもまんなか」の取組の実施や応援サポーターへの就任を呼び掛けます。

しあわせ信州創造プラン 3.0
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

**女性・若者から選ばれる
県づくりプロジェクト**

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担 当：県民文化部こども若者局次世代サポート課
塩原、市川

電 話：026-235-7207 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2853

E-mail：shoushika@pref.nagano.lg.jp

長野県将来世代応援県民会議 第1回結婚・子育て支援部会 (R6.5/22) での意見交換の概要

次世代サポート課

- テーマ：「こどもまんなか社会を実現するには」
【意見交換の観点】
 - 1 こどもまんなか社会の目指す状態
 - 2 社会全体（所属団体）でできること
[キーワード] 共働き・共育て、子育ての社会化、子持ち様、子育て罰
 - 3 あなたができること

- 主な意見
 - 1 こどもまんなか社会の目指す状態
 - ・「子ども」や「若者」を主語にしなくても、「人が」を主語にすればみんなに通じる
 - ・「こどもまんなか」は「人が真ん中」

 - 2 社会全体（所属団体）でできること
 - ・地域を支え、子供とお母さん方の相談について、寄り添っていく体制の強化に取り組んでいく
 - ・会社での働きやすい環境づくり
 - ・お給料よりも、職場の人間関係がよい、子育てがしやすい、将来看護休暇をもらいやすい、など本当の意味で働きやすい職場を増やせるようにする
 - ・若者に集まってもらえる、若者に対する取り組みを考えていく
 - ・育児休業等も行政から会社に取得するようにと言うだけでなく、その先の部分も見ていかなければならない
 - ・夕方の時間が、お母さんは一番大変。18 時頃にお父さんたちが帰れるように協力する

 - 3 あなたができること
 - ・今の若い世代のものの考え方に、もう少し合わせていかなければならない
 - ・社会に対して自分が存在していることの意味を実感できるような社会を考える

長野県将来世代応援県民会議総会（R6.6.14）での意見交換の概要

次世代サポート課

○ テーマ：「こどもまんなか社会を実現するには」

【意見交換の観点】

- 1 こどもまんなか社会の目指す状態
- 2 社会全体（所属団体）でできること
[キーワード] 共働き・共育て、子育ての社会化、子持ち様、子育て罰
- 3 あなたができること

○ 方法：5つのグループに分かれて意見交換し、全体発表を行った

○ 主な意見

1 こどもまんなか社会の目指す状態

（全体）

- ・こどもまんなか社会と言わなければならないことに違和感
- ・こどもだけでなく、全ての人がまんなかである社会

（こども）

- ・こどもの権利が皆に理解されている
- ・こどもに関する制度がこどものために作られる社会
- ・一人ひとりの個性に向き合う社会
- ・学びの機会が均等に与えられている
- ・学びたいことを学べる環境がある
- ・学びの場が少人数制で、個性を發揮できる環境がある
- ・様々な体験を通して成長していけるような環境がある
- ・こどもの遊び場や居場所がある
- ・家庭だけではなく、社会とのつながりがあり、社会に様々な形で参加することができる
- ・必ずどこかで誰かが助けてくれる安心安全な状態がある
- ・こども自身が幸せだと感じられ、大事にされていることを実感できる社会
- ・自他ともに尊重し合える社会
- ・自己肯定感や将来への希望が持てる社会

（大人）

- ・子育ての悩みを聞いてもらったり、相談したりできるような場所がある
- ・こどもと一緒に活動していく中で大人が見本となる社会
- ・こどもだけでなく、大人も支えてもらえる社会

- ・子どもだけではなく、大人や親が幸福である社会
- ・虐待やいじめのない社会のため、大人や家庭への支援がある社会
- ・家庭の経済的な負担が軽減され、保育園に0歳から無料で預けられるような社会

2 社会全体（所属団体）でできること

- ・子どもの意見をきちんと聞き、子どもの権利を守ることができる社会にする
- ・子どもを安心して生み育てられる環境、地域で子どもを見守る環境を整える
- ・男性も含めて育休が取得できるなど、子育てと仕事が両立できる環境を整える
- ・進学のため県外に出た子どもが、県内へ戻って働いたり生活できたりする環境を整える
- ・教育にお金がかかり過ぎることを改善する
- ・貧困や経済格差を解消・支援する
- ・育児困難な状態である親や、発達障がいの子どもを支える
- ・多様な行事を開催し、子どもが様々な体験を得られるようにする
- ・子どもが自由な発想で自分を表現できる機会を用意する
- ・子どもの居場所を整備する
- ・山口百恵の生き方がもてはやされる価値観を変える

3 あなたができること

- ・地域の行事やお祭りを通じて人と人をつなげる
- ・あいさつや見守りをはじめ、ボランティア活動に参加するなど、子どもと積極的に関わる
- ・子どもとともに過ごし、楽しんでもらえるチャンスを多く与える
- ・いい意味でのお節介になり、昔のようにいい意味で親以外の大人が関わってみんな育てていく環境を取り戻す
- ・大人が元気で楽しい状態を見せ、子どもに希望を感じさせる
- ・人権や多様性を常に意識して生きていく
- ・自分の子どもだけではなく、よその子どもの意見にも耳を傾ける
- ・自分（男性）の育休の経験を伝えていく